

2010 年人権状況報告書：ネパール

民主主義・人権・労働局

2010 年人権状況に関する国別報告

2011 年 4 月 8 日

ネパールは、人口 2,900 万人の連邦民主共和国である。政治体制は、2007 年制定の暫定憲法 2063 に基づき、元首を首相とし、601 議席を持つ憲法制定会議(CA)が新憲法起草の責任を持つとされている。CA は、暫定憲法の定める期限である 5 月 28 日までに新憲法を發布することが出来ず、期限を更に一年延長した。ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派 (UML) 出身の首相マダブ・クマール・ネパールは、6 月 30 日に辞任の意思を表明し、新首相指名投票が繰り返し行われたが、年末までに新首相を選ぶことが出来なかった。2008 年に行われた選挙については、政治的妨害行為、脅迫行為、不正投票などの報告が一部あったものの、内外の監視人達は、選挙結果を概ね信用できるものとみなした。治安部隊は文民行政当局の管轄下にあることになっているが、一部の治安部隊が文民統制を離れて独断的な行動をとる事例もしばしば見られる。

治安部隊のメンバーは、人権侵害を行っている。ネパール国家警察(NP)および武装警察部隊(APF)は、裁判によらない処刑や多数の人々への拷問を行っている。治安部隊は、恣意的逮捕・拘留を行っている。人権侵害行為を行う者に対する刑事免責がいまだにある。政府は、引き続きチベット族の自由に制限を課している。女性、下層カーストの人々、一部の種族グループ、障害のある人達への社会的差別が続いていることは問題である。女性や児童に対する暴力も続いている。

サンユクタ・ジャティヤ・ムクティ・モルチャ(SJMM)と称する武装グループは、各地で、村落開発委員会事務局員(VDCs)の一斉辞任を強要している。マオイスト派民兵、マオイスト派傘下の青年共産主義者連盟(YCL)およびその他少数派の民族系武装グループは、殺傷力の高い武器の違法使用を勝手に行っている。主にインド国境付近のタライ平原地帯で、多くの武装グループが、一般市民、政府役人、特定の民族グループの人々、あるいはマオイスト民兵を攻撃している。武装グループ、犯罪者たち、および政治グループはみな、全国各地でジャーナリストに対して暴力で脅迫を行っている。

人権の尊重

セクション 1 人格の尊重（以下に述べることを免れる自由の尊重）

a. 恣意的あるいは不法な生命の剥奪

政府機関またはその代行機関が恣意的あるいは不法な殺人を犯したと言う数多くの報告がある。ネパールの人権団体インフォーマルセクターサービスセンター（INSEC）の報告によれば、この年、治安部隊その他の武装グループによる殺人事件が 140 件あった。治安部隊に殺されたのが少なくとも 27 人、マオイスト派及びその傘下の YCL により殺されたと思われるのが 3 人、タライ平原で活動している武装グループにより殺された者が 21 人以上であった。残りの 86 件の殺害事件は、不特定グループによるものであった。

3 月 10 日、ネパール国軍(NA)の一員が、スルケット地区のバルディヤ国立公園内で、ダリット（下層カーストの「不可触賤民」）の 2 人の女性（デビサラ BK およびアムリタ BK）および 12 歳の少女を殺害した。その武装グループは密猟を犯していたと NA は主張しているが、国家人権委員会(NHRC)の調査の結果、3 人の女性は遠くから背中を撃たれたことが分かった。NHRC は、この事件に関与した者達（スボドゥ・クンワール大尉率いるジュワラダル大隊の軍人 15 名）に対して処罰を与えるよう勧告した。また、NHRC の勧告では、殺された人の家族に夫々 30 万ルピー（4,152 ドル相当）の賠償金を支払うべし、そして殺された女性の子供には教育費を無料とすべし、となっている。NA は、この年の末の時点で、まだ犯人達に対して処罰を与えていない。

裁判なしの処刑に関する国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の報告によれば、2008 年から 2010 年 6 月までに NP が犯した超法規処刑の信ずべき告発は 39 件あり、57 人が殺害されたとなっている。ほとんどのケースにつき、NP の主張するところでは、殺害された者は犯罪者であり、警察から逃げた者であると言う。NHRC は、超法規処刑のケースにおける「度を越した武力行使」につき憂慮している。

2 月 12 日、パンチタール地区の警察は、4 人の男を窃盗の容疑で逮捕した。信頼できる NGO の報告によれば、男達は拷問を受け、その結果ダル・バカドゥール・ギャンミ・マガールとその息子のビクラム・ギャンミ・マガールが死亡したと言う。(セクション 1.c.参照)

NHRC によれば、5 月 28 日、ラリトプールのサヌ・スナールは、警察に拘留中に死亡した。死体解剖の結果、死因は鈍器による頭部損傷であることが判明した。NHRC は、スナールを正規の手続きを踏まずに拘留したポーラ・バハドゥール・ラウトをはじめとするカリマティ警察グループ管轄の何人かの警察官に対し法的処罰を与えるよう勧告した。警察は、マドゥフスダーン・ビスタ警部補およびロシャン・ビスタ巡査とクリシュナ・カティワダ巡査を停職処分としたが、バハドゥール・ラウトに対しては何の処分も下さなかった。

7月4日、ルペンディヒ地区プライニのダルメンドラ・バライ（15歳）が、警察に拘留中に死亡した。目撃者の証言によれば、少年の脚や肩など体の随所に電気ショックを受けたと思われる青あざや黒いあざが見られたと言う。内務省は、この事件の調査のためにハイレベルの調査チームを結成した。地区レベルの調査委員会の結論では、ダルメンドラの死は警察の過失によるものであり、警察は加害者を処分すべしと勧告した。評判の良いある人権団体によれば、この年の終わりの時点で、本件はモラン控訴審に上げられていた、とのことである。警察は被害者の父親に対し示談金支払いを申し出たと言う報告もある。

8月、YCLの前地区リーダーのスジットBKは、ブトワールのUML傘下の青年部隊(YF)のリーダーのプラチャンドラ・マン・タイバンを2009年3月に殺害した容疑で逮捕された。マオイスト派執行部は、スジットBKがその殺害事件に関与していたことを知り、彼の党員資格を停止する処分を下した。彼は、この年の終わりの時点で、裁判待ちの拘留中であった。

YFメンバーのアヌジ・タパをビラトナガールで何人かのYCLメンバーが殺害した2009年4月事件については、その後何も進展がない。殺されたタパの家族が提出した被害届（第一報報告書：FIR）には、犯行に関与した3人の名前と、身元不明の10～12人が関与していたことが記されている。YCLの地区指導部はその関与を否定している。

ドウンチェパカとチャパチョの村人が、3人の男を村の子供を誘拐した疑いで殺害した2009年7月の事件については、その後何も進展がなかった。3人は、逮捕され、ナックウの中央刑務所に送られたが、この年の終わりの時点で、未決拘留中であった。

2008年のラム・ハリ・シュレスタ殺害事件のチトワン地区裁判所における審問は11月10日に予定されていたのだが、無期延期となった。統一ネパール共産党毛沢東主義派(UCPN-M)の5人のメンバーが殺人の容疑で告訴されていたが、この年の終わりの時点で、彼等からの反応は出されていない。審理用の情報はまだそろっていない。7月12日から、NPはカトマンズの3人の中国人ビジネスマンの受けた盗難に関連し、容疑者の一人であるマオイスト派上級リーダーのカリ・バハドゥール・カムに対する調査を開始した。警察はカムの自宅の手入れを行い、弾薬や偽造公印などの有罪を示す証拠を見つけた。カトマンズ地方裁判所は、カムに対する窃盗容疑の逮捕令状を発行したが、カムは、この年の終わりの時点で、まだ捕まっていない。

人権団体が象徴的な事例として指定した2004年のマイナ・スヌワール（15歳）殺害事件についてはだれも責任を取っていない。カブレ地裁によればNAは書類の提供など部分的な協力を行ったものの、告訴されているうちの一人であるニランジャ・バスネット少佐に対

し停職処分も取らず、身柄引き渡しにも応じていない。軍内部の調査では、バスネットは無罪とされた。NA の調査中に出された声明によれば、バスネットは、スヌワールが拘束され尋問を受けている場にいたと言う。その尋問は、「水攻め」や「電気ショック」などのテクニックを使ったものであったと言われている。

INSEC によれば、この年の地雷や簡易爆発装置(IED)の爆発による負傷者の数は 40 人に上り、そこには 20 人の児童も含まれていた。国連地雷除去チーム(UNMAT)は、この年、16 の対人地雷原で地雷撤去を行ったので、NA が敷設した 53 の地雷原のうち 33 か所はすべて撤去されたことになる。また、33 の IED が撤去され、その結果 NA が IED を敷設した 312 の IED のうち 138 か所が撤去されたことになる。

包括和平協定(CPA)および 2006 年武器および軍隊の監視と管理のための協定は、すべての地雷の探知を行い、30 日以内にその埋設場所を確認し、60 日以内に完全撤去することを求めている。UNMAT によれば、この年の 1 月から 6 月までに地雷が撤去された地雷原の面積は、過去 3 年間のその合計を上回るものであった。また、UNMAT によれば、304 の IED については、今期に撤去が予定されていた 53 の地雷のうち 33 を NA が撤去したとのことである。

b. 行方不明

INSEC によれば、この年、185 件の拉致事件があったと言う。そのほとんどが、武装グループが刑事免責に近い状態で活動しているタライ平原における身代金目当てのものだった。

10 年にわたるマオイストの反政府運動（1996 年～2006 年）の間に行方不明となった人々の多くの消息は未だに不明のままである。NHRC の推計によれば、この年の終わりの時点で 861 件の行方不明事件が未解決のまま残されており、そのうち 614 件は政府が関与するもので、201 件がマオイスト関連であると言われている。残りの 46 件は身元不明のグループによるものであった。赤十字国際委員会(ICRC)によれば、抗争期間中に行方不明となった者は、その家族が ICRC 代表と会った者の数だけでも 1,348 人以上と推計される。行方不明者のほとんどは、家族の稼ぎ頭の若い既婚男性である。この年の終わりまで、政府は、役人もしくはマオイストを行方不明事件への関与の疑いで起訴することは一度もしていないし、NHRC が政府関与で行方不明となったものと特定した 614 人の消息に関する情報を漏らすこともしなかった。

2003 年にマオイスト派との繋がりの疑いで逮捕されカトマンズのマハラジュガンジの兵舎に拘留されていると思われる 49 人の失踪者に関する 2006 年の OHCHR の報告に政府は何

もコメントしていない。また、2001 年から 2004 年の間にバルディヤ地区で少なくとも 170 人が行方不明になったと言う 2008 年の OHCHR の報告に対しても政府は沈黙を守っている。人権団体は、マハラジュガンジの兵舎における人権侵害行為および同兵舎の指揮系統にある者の責任について調査するよう何度も政府に要求した。第十旅団の司令官でありマハラジュガンジ兵舎の指揮系統の司令官でもあったトラン・バハドゥール・シン少将が 2009 年 12 月に中將に昇進し NA のナンバー 2 となったことに対する法的な異議申し立てを受けて中止命令が発行されていたが、1 月 24 日、最高裁はこれを棄却した。

c. 拷問およびその他の残虐・非人道的または屈辱的な取扱いもしくは刑罰

2007 年暫定憲法は拷問を禁じているが、拷問に対する刑罰をはっきり規定する法はなく、拷問の罪で起訴されるものはいない。一部の警察では市民に対する拷問もしくは虐待行為が行われている。拷問補償に関する法律(TCA)は、拷問の犠牲者には償いを与えるべしと規定しており、犠牲者は訴えを起こさねばならず、裁判で事件の解決を追求せねばならない。この年、ネパール弁護士フォーラム(AF)は TCA に基づき 13 件を新たに提訴した。この年の終わりの時点で、それら事案は地区裁判所で係争中であった。同じくこの年の終わりの時点で、2009 年以降に提訴された 30 件の TCA 事案のうち、2 件は示談解決に回されたため取り下げられ、5 件は犠牲者が期限までに出席しなかったために棄却され、残りの 6 件は未だ係争中であった。

1 月から 7 月 31 日までの間に、AF は政府機関及び非政府機関によるものを含め合計 497 件の拷問事件を文書にまとめた。AF の見るところ、それら拷問事件の責任者は、387 件については NP、25 件が NA、そして AFP によるのが 14 件としている。また、マオイスト派が 36 件に関与し、YCL が関与したものも 1 件あったと言う。政府は、治安部隊、あるいはマオイスト派・YCL の残虐行為について独自の調査を十分に行っておらず、拷問に関与した者に対してこれといった処罰を与えていない。

信頼のおける非政府組織(NGO)の報告によれば、1 月から 12 月の間に 57 の拘留センターでインタビューした 4,198 人の拘束者のうち 811 人は拷問を受けたと訴えている。拘留者の中には、報復を恐れて事件を警察に持ちこむことをためらっている者もいる。全体的に見れば、6 月から 12 月の間に拷問を受けたと訴える拘留者率は 15.8%であり、これは 2009 年の同期間に比べ 6.7%増加に当たる。データを見ると、強姦未遂、誘拐、武器や弾薬の保持、窃盗などの罪を犯した者が虐待を受ける率が高くなっている。

ネパールの信頼できる児童の権利 NGO であるネパール児童労働問題センター(CWIN)の報告によれば、1 月から 3 月の間にインタビューした 255 人の青少年のうちの 34 人は、法執

行者から拷問や虐待を受けたと言っている。これまで、そのような虐待行為には、蹴る、殴る、足の爪に金属片を突っ込む、竹棒やプラスチック棒で殴る、等の行為があった。警察による苛酷な虐待行為は、大人より子供に対してより多く行われる。インタビューを受けた青少年のうち、138人は10歳から16歳の間であり、10歳未満の子供も一人いた。

警察に留置中に死亡した者のケースが2件あったが、死因は拷問またはその他の虐待の結果と言われている。

信頼できる目撃者証言によれば、ドゥリケル地区カブレ警察署の警察副本部長が2月9日に犠牲者の父親と面会した際、同副本部長は、17歳の容疑者を警察署に呼んで3日間「拷問を行う」ことを申し出たと言う。真偽を確かめたところ、同副本部長は、確かに容疑者を拷問しようと言ったとのことであった。

3月には、警察によるジャーナリスト殴打事件と反政府抗議者への傷害事件があった。(セクション2.b.参照)

2009年1月の制服警官によるナラヤン・タパの逮捕と拷問のケースにつき12月9日、モラン地方裁判所で審問が行われた。健康検査報告書が裁判所に提出された後に結審が行われる予定である。

2009年7月に、OHCHRは、モランのウルラバリDPO(地区警察署)でスシャン・リンブとバクタ・ライの犯した拷問と虐待行為の疑いを調査した。OHCHRは、拘束者の一人は拘留中に受けた傷の手術を受けたと報告している。NP人権局の調査の結果、8月20日に、4人の警官が虐待の罪を犯したことが判明した。検査官のチャクラ・バハドゥール・バスネット、巡査長のネトラ・バハドゥール・マガール、警官のベジャ・ラジ・アチャルヤとセマン・カトリの4人である。8月24日、NP本部は、4人に公式な警告をあたえ、事件を打ち切りとした。NP人権局による調査が終わり、バスネットはウルラバリDPOに戻り、疑惑はきわめて大きいにもかかわらず、職務を再開した。情報筋によれば、リンブは、警察から圧力がかかり、口止め料のオファーもあったことから、結局拷問法の下での告訴は行わなかった。しかし、リンブは一銭も金をもらっておらず、後に武器弾薬に関する法律違反で逮捕された。

2009年に、AFPの職員がベルダンギ-2難民キャンプ内のAFPキャンプおよびジャパ地区パダジュンギのパティバラガンAFPキャンプにおいて10人のブータン人を拷問した疑いがある。同じく、ダヌーシャ地区では13人、ウダヤウル地区では9人が拷問を受けた疑いがある。信頼できるNGOによれば、いずれのケースもこれ等のケースに関係するTCA

に上げられることはなかったと言う。

2月12日、パンチタール地区の警察が4人の男を窃盗の容疑で逮捕した。警察は男たちを拷問し、うち2人は死亡し（セクション1.c. 参照）、1人は罪を自白するまで心理的虐待を受けた。また、警察は、村人達が男たちを虐待することを許した。死亡した者の家族はFIRを提出したが、そこには加害者と思われる者の名前は一つも記されておらず、警察から圧力をかけられたものと言われている。この年の終わりの時点で、事件はまだ裁判にかけられておらず、信頼できるNGOの報告によれば、被害者の家族は事件をこれ以上進めないよう警察から圧力をかけられたと言う。

刑務所及び拘置所の環境

刑務所の環境は極めて劣悪であり、国際基準を満たしていない。拘置所の状況も最悪である。政府は、通常、独立人権監視人が刑務所・留置所を訪れることを許している。

刑務所管理部によれば、12月15日時点で、10,739人の囚人（10,002人の男性と737人の女性、両親が収監されている家庭の子弟76人、および648人の外国人）が収監されていた。通常は男女別々の施設があるが、過密な刑務所では、男女が同じ刑務所（ただし別々の監房）に収容されているケースもある。1月のOHCHRの視察によれば、カスキ地区警察署の留置所は収容能力が30人であるにもかかわらず100人を留置していた。衛生設備は不備であり、病の重い囚人に対する医療ケアもお粗末なものである。

青少年用の拘置所施設は不足しており、子供が大人と一緒に収監されるケースや、投獄された両親と一緒に牢獄に留まることが許されることもある。

国営の少年院はサノ・ティミ・バクタプールに一つあるだけである。刑務所管理部によれば、未決拘留の青少年は、有罪判決を受けた囚人から引き離して専用の青少年矯正施設に送られることになっている。未決拘留の成人は、それらのための施設が不足していることもあり、有罪判決を受けた囚人と一緒に拘置されている。

囚人や拘束者は、まともなものであれば面会を受けることが出来るし、宗教的儀式に参加することも許されている。囚人が申し立てを行うための手続きも用意されており、NGOや国際機関がそのような申し立てがあることを知った場合には、当局は申し立てに迅速に応える傾向がある。

政府は、一般に、NHRC、ICRC、およびOHCHRが、予告なしに、軍や警察に拘束されて

いる囚人や拘束者を訪問することを認めている。NHRC は、政府に法的措置を要求する権限を持っているが、政府は NHRC の干渉を拒否することがしばしばある。

d. 恣意的逮捕・拘束

法は、恣意的逮捕・拘束を禁じているが、この年も、治安部隊による恣意的逮捕があった。警察は、しばしば地区長(CDO)あるいは地区長補佐の命令で、48 時間拘束の権限を乱用し、不法に（つまり、弁護士との接触、食事、医療ケア、適切な施設の提供などを与えず）人々を拘束している。CDO が、警察に些細な違反行為（例えば税金の未納）で逮捕を命じるとは珍しいことではなく、その様な命令（口頭によることが多い）の多くは、書類化されず、政治的意図によるものも多い。

警察及び治安機関の役割

NP に全国的に法・法令を執行する責任があり、APF がそのバックアップ支援を行うことになっている。警察は、殆どの暴力事件に対応していない。特に、マオイスト及びタライの武装グループが関与する事件に対する対応は手薄である。違法行為で警察に拘束された事件は沢山あるが、一部の政治リーダーが NP に圧力をかけて拘束者を釈放させることもある。

NP、AFP および NA は、人権侵害のケースを調査する部隊を持つてはいるが、それらは、事案の捜査よりは訓練や能力向上のための活動に限定されることが多い。汚職と刑事免責も問題である。NP は、通常、武装せず、テロリスト以外の者の犯罪行為を防止し、捜査する役割を負っている。

地区レベルでは、NP は、上司からこれと言った指導も受けずに行動しており、法の執行においてかなりの自由裁量が許されている。この年も、警官の違反や収賄に関する多くの報告があった。NP、AFP および NA は、治安部隊による虐待事件を調査するためのメカニズムを持っているが、調査は内部調査の域を出ず、透明性が全くない。

逮捕手続きおよび拘束中の取り扱い

法は、治安と麻薬に係る違反行為の容疑のケースを除き、当局は逮捕に当たり逮捕令状を取らねばならないこと、逮捕から 24 時間以内に法廷に送るか釈放するかを決めねばならないことを規定している。拘束者が逮捕後何日か違法に拘束される例が後を絶たない。

裁判所が拘留を決めた場合、警察当局は、捜査のため容疑者を 25 日間まで拘束することが

出来る。これは必要に応じ 7 日間延長することが可能である。治安部隊は、通常、これよりも長い期間被疑者を拘束する。一部のケースでは、最高裁が、法廷に送ることなく 24 時間以上拘束されている者の釈放を命じることがある。難民を含む一部の外国人は、保釈を許されることは難しいと言われている。暫定憲法は、容疑者は起訴前であっても国選弁護士又は拘束者の希望する弁護士と接触することを認めている。個人的に弁護士を雇う余裕のある容疑者は少ない。

拘束者には家族の面会を受ける権利がある。しかし、実際には、家族との面会の許可状況は刑務所ごとに異なる。保釈の制度はあるが、保釈金は、多くの者にとってあまりにも高額である。審理前拘留者が審理を終えて判決を受けるまでの期間は長い。拘束期間は判決において評価される。

治安維持法(PSA)の下では、治安部隊は、国の治安と安寧、外国との友好関係、或いは異なる宗教グループ間の関係を脅かした疑いのある者を拘束することが出来る。拘束が PSA の手続き上の要件を満たしている限り、政府は、起訴なしに 12 ヶ月間の予防拘禁で容疑者を拘束することが出来る。PSA に基づく予防拘禁において、裁判所には実質的に法的役割は何もない。

公共犯罪に関する法律などその他の法は、起訴することなく 25 日間拘束することを認めている。この法律は、平和の紊乱、野蛮行為、暴動、或いは武力抗争などの罪に付き規定している。人権監視団体は、この法律が CDO に偏重的権限を付与していることに懸念を表明している。警察は、しばしば、この法律により、市民を逮捕し、罪状確定なしの短期間拘束を行っている。

AF によれば、拘束者が、法の定める 24 時間拘束の後に法当局に回されるケースがある。おそらく虐待で受けた傷を癒すためと思われる。

NGO は、警察が、逮捕後の拘置場所として民家を使っていることに懸念を表明している。

e. 公正な公判の否定

法は、司法の独立を認めているが、裁判所は、政治的圧力、収賄、および脅迫に対して脆弱なままである。

最高裁は、国会を通過した法規則の合憲性を検証する権利を持つ。上訴審や地方裁判所は、多くの場合、独立と公正を保っているが、政治的圧力には影響されやすい。

司法システムは、3つのレベル、すなわち地方裁判所、上訴審裁判所及び最高裁判所から成っている。首相を委員長とする憲法審議会が、最高裁の裁判長を指名する。議会の聴聞特別委員会での諮問聴聞を経て、裁判長が任命される。諮問聴聞の後に、司法評議会の推薦を得て、裁判長が最高裁の裁判官を任命する。この評議会は、判事の任命、懲戒措置、及びその他の司法事務に責任を負う。汚職に対する司法権は特別法廷にあるが、その他のケースの審問は地裁で行われる、

司法事務の遅れは重大な問題である。最高裁の発表によれば、12月15日時点で、10,023件の未処理ケースがある。この年、未決事案の数が減少したという兆候はない。

裁判手続き

法は、弁護士に相談する権利、法の下に公平に保護される権利、重罪を科されることから保護される権利、法の遡及的適用から保護される権利、および公判を受ける権利を認めているが、これらの権利は、一部の治安に関する事案と関税に係る事案における場合を除き、公平に適用されることはない。人身売買と麻薬密売など被告人に立証責任がある一部のケースを除き、被告人は推定無罪を享受することが出来る。訴訟の決裁は判事が行う。陪審員制度はない。無罪判決を含むすべての一審判決は、上訴の対象となる。最高裁が終審裁判所である。法は、拘束された容疑者に、法代理人、裁判所が指名する弁護士、国選弁護士、あるいは私立弁護士を付ける権利を与えている。ただし、国選弁護士は、要請があった時のみ提供される。この権利を知らない者には、法代理人は与えられない。被告人弁護士は、原告に対する反対尋問を行うことが出来る。被告人弁護士は、法により政府所有の証拠を入手する権利が与えられているが、実際には入手は極めて難しい。

軍事法廷は、軍法の下で軍人の関与する事案を裁く。軍法は、軍人にも一般市民と同様な基本的権利を与えている。軍人は、一般人に対する殺人あるいはレイプのケースを除き、一般法廷での審判を免除される。NAは、紛争時代の軍人の暴力行為について軍人が一般法廷での審判を免れること、人権団体の意見と異なる法解釈があること、および最高裁の判決との不整合があることなどを非難している。軍事法廷は、たとえ兵役に係る罪であっても、一般人を裁くことはできない。それは一般法廷で扱われる。

法当局は、テロ行為と国家反逆行為のケースを国家に対する反逆に関する法律に照らして訴追することが出来る。特別に設置された法廷でそのような裁判の審理が非公開で行われる。1991年以降、その様な裁判は起きていない。

マオイスト派は、2007 年に、政府組織と裁判所の並列制を解消すると宣言したが、警察や NGO の報告によれば、特に地方部ではいまだに並列制が生きていると言う。そうでない地域においては、マオイスト派は、以前の決定と判決が実行されるものと考えている。これらの裁判所は、適正なプロセスを持っておらず、民事ケースも刑事ケースも扱わない。OHCHR によれば、これらの裁判所には、適正な手続きと公正な裁判の最低限の保証もない。

政治囚および政治的拘束者

政治囚および政治的拘束者の報告は一つもなかった。

民事訴訟と改善措置

この年、政治リーダーによる収賄と脅迫を含む政府による民事訴訟への侵害の訴えがいくつかあった。

資産の返還

マオイスト派は、CPA の定めるところにより、かつて押収した資産の一部の返還を行ったが、違法に押収した土地や資産の大部分は保持したままである。彼等は、その後も資産の押収を行っている。

f. プライバシー、家族、家庭、あるいは文通に対する恣意的な介入

犯罪の可能性の根拠がある場合には、法により、警察部隊は令状なしに搜索や押収を行うことが許される。その場合、搜索は 2 人以上の「良心的な」人の立会の下に行われることになる。容疑者が重要な証拠品を持っている疑いがあるという妥当な根拠がある場合、その警察官は、人ないし場所を搜索するに当たっては、他の警察署から少なくとも警部補助手クラスの警察官を派遣してもらい搜索に立ち会ってもらうよう文書で要求しなければならない。

治安部隊の隊員は、全国各所で、しばしば道路封鎖を行い車や身体の検査を行っている。

2 月 25 日、最高裁は、政府及び民間部門に対して、子供の数に応じた妊婦への差別的な産休制限をやめるよう命じた。

政府が市民を強制的に移住させたと言う報告はなかった。マオイストの強奪、新兵徴募、

あるいは報復から逃れて移住した人達もいるが、いまだに故郷に戻っていない。

YCL は、事業所・店舗、個人住宅、施設などの強制捜査を時々行っている。1 月 22 日に、YCL メンバーはチトワンのホテルの強制捜査を行い、そこで「不謹慎な」行為を行っていたと思われる 13 組のカップルを警察に突き出した。警察は後にカップルを釈放し、CDO は YCL の行為を「非難さるべき」ものと呼んだ。

g. 内部紛争における過剰な武力行使およびその他の侵害

タライ平原では紛争が続いている。多くの武装グループ（殆どが部族別のもの）が、相互に衝突し、地元の人々を攻撃している。警察は、法や法令を完全施行することが出来ずにいる。タライ平原におけるマオイスト派と傘下の YCL、およびその他の部族分派のメンバーは、この年を通じて、しばしば、暴力行為、強奪、および脅迫を行った。

2 月 6 日、ダヌーシャ地区ジャナクプールの地方裁判所の前で IED が一つ爆発し、2 月 7 日にはパルサプライヤー地区ビルガンジで 2 つの IED が爆発した。ジャナカプールの寺院近くで発見された IED は、NA の爆弾処理班が撤収した。3 月 28 日には、バンケ地区ネパールガンジの UCPN-M 党事務所で IED が一つ爆発し子供を含む 3 人が負傷した。

国連人道問題調整事務所(OCHA)によれば、各地の VDC 事務局職員が、地下グループ SJMM から脅迫され危険な状態にあるとして退任するという状況が起きている。SJMM は、村々に並列行政を敷くことになると言って、VDC 職員の退任を求めている。1 月以来、SJMM の脅しを受けた VDC 職員は 23 の地区で合計 1,239 人にのぼり、結果的に 11 地区の 514 人が退任したと言われる。地元行政当局によれば、彼等は、政党や関係者と相談したところ退任を取りやめるよう求められたであろうと言う。

殺害

6 月 26 日、ヒンドウ・ユバ・サングの会長カシナト・ティワリがビルガンジで殺された。この事件で、UCPN-M の活動家 7 人が告訴された。しかしながら、地区のマオイスト派は、この事件への関与を否定した。

7 月 9 日、オカルドゥンガの UML の地区リーダーのチャービ・ライ・カルキが身元不明のグループにより殺害された。UML は、殺害はマオイスト派の犯行であると訴えた。8 月 20 日、ネパールの人権と社会変革運動(Campaign for Human Rights and Social Transformation Nepal)と人権のための合同フォーラム(Joint Forum for Human Rights)の共同レポートで

は、この殺人事件の動機は政争と家族争議にあるというのが結論であった。

2007年に起こったジャナタントリック・タライ・ムクティ・モルチャのゴイト分派(JTMM-G)によるラム・バブ・シャルマ・ニューペイン殺害事件については何も進展がなかった。

児童兵士

2006年の武器および軍隊の管理の監視に関する協定は、いずれの陣営の軍隊においても18歳未満の青少年を雇うことを禁じている。マオイスト派も、検証過程で子供であることが分かった兵士は放任することに同意した。1月7日、マオイスト軍は、その野営地にいる2,973人の児童兵士の公に開放を始めた。開放プロセスは2月9日に完了した。この年を通じ、OHCHRと国連児童基金は、マオイスト軍が元兵士であった児童を再び徴用したり新たに児童兵士を採用したりしないように監視した。

その他紛争関連の虐待

マオイスト派と傘下の組織は、この年も、CPAに違反して虐待行為を続けた。マオイスト派は、日常的に、ビジネスマン、労働者、一般市民及びNGOから金銭を巻き上げている。個人あるいは企業が金を払わなかったり払えなかったりすると、マオイスト派は、暴力で仕返しをし、あるいは暴力を使うと脅す。

マオイスト派は、幾度も政治的反対グループに攻撃を加えた。OHCHRによれば、5月6日、YCLのメンバーは、ネパール教員組合の委員長でネパール会議派(NC)のメンバーであるルプ・ナラヤン・ジャベグに対しパンチタール地区で攻撃を加えたという。彼が地区本部に難民を連れていった際、武装グループが彼の家を破壊し、彼をナイフで攻撃し、銃で撃った。武装グループは、村人たちが集まってくると、現場から逃走した。5月7日、この事件に関与していた疑いのあるYCL幹部達の家を100人から150人のNCメンバーが取り囲み、その内の一つを破壊した。

2009年5月に27人のYCL幹部の団がカリコット地区のNCの地区委員長のムクティ・プラサット・ニューペインを襲った事件については、何も進展がなかった。

5月の抗議運動に備え、UCPN-Mは地元住民からの基金調達を活発化し、ダン地区とバグラン地区にいる幹部達の軍事教練を行った。ダン地区のYCLメンバー達は、ラティス(棒)とククリス(刃物)を使って訓練を行った。OHCHRの得た情報によると、UCPN-M幹部が全国的な5月抗議運動の前後および最中に人々に資金寄付を強要した。抗議運動の間中、マオイスト派は、閉鎖命令に従わない店舗や商業施設などの施設を破壊したと言う。ゲバ

棒で武装した抗議デモ参加者達は暴力的な脅迫で人々に「献金」を強要した。5月10日と12日に、メグー地区とアクハム地区のUCPN-M幹部達は、地元の教師たちやビジネスマンたちに党への献金を強要し、スルケット地区のマオイスト派はVDC職員や政府役人に「支援」をせがんだ。

セクション2 市民の自由の尊重（以下に述べる自由の尊重）

a. 言論と報道の自由

法は、言論及び報道の自由を認めているが、政府はこの法の効果的な執行を行っておらず、これらの自由は徐々に小さなものとなっている。ジャーナリストが警官に殴られると言うケースが一件あった。

国民は、メディアの編集者への手紙やウェブサイトへの投書などで、批判的なコメントを發表している。一般には、国民は、自由に意見を述べる事が出来ると感じている。内務省は不真面目と見なされるネットサイトを妨害してきたが、それはかえって国民の反発を買い、プレスの一部や言論の自由提唱者の間に表現の自由に関する関心を喚起することとなった。（インターネットの自由の項参照）

3月21日、ジャナクプール南部ネパール族の町で、新婚ほやほやの花嫁をレイプした警官に対する処罰を要求する地元住民のデモを報道していたジャーナリスト13人が警官に殴られると言う事件があった。（セクション6: 女性参照）そのうち3人のジャーナリストは重傷を負い、治療のためにカトマンズに送られた。ネパールジャーナリスト連盟（FNJ）によれば、警官は、銃の台尻で殴ったり蹴りを入れたりしたと言う。3月22日と23日に、FNJは、この警官の行為に抗議してジャナクプールとカトマンズでデモを行った。

暫定憲法によれば、出版や放送の内容を根拠にメディアのライセンスが取り消されることはない。政府は二つのテレビ局（ネパールテレビとテレビメトロ）を持ち、AMとFMを放送するラジオ局をひとつコントロールしている。ネパールでは、いまだにラジオ放送が主な情報源となっており、150の民間ラジオ放送局があり、国民の90%がラジオを聴いていると言われる。

民間のメディアは、活発に幅広く意見を発信している。100を超える地元の言語の新聞及び英字新聞があり、様々な政治的意見が掲載されている。

外国の出版物も広く普及しているが、この年、発禁になったものあるいは検閲を受けたも

のは一つもなかった。外国の印刷メディアもあり、ネパールに関する報道を行っているが、何も制約を受けてない。

武装グループ、犯罪者達や政治グループは、国中のメディアの経営者やジャーナリストを意図的に攻撃している。メディアオーナーの3人が殺され、脅迫を受けた者は50人を超える。3人が殺されたのは2月から8月の6か月の間であった。武装グループや政党メンバーと称する者たちがジャーナリストや出版・プレスを襲撃した。5月の全国的な抗議デモの際は、マオイスト派の抗議者達によるジャーナリスト襲撃事件の報告がいくつもあった。政府は、これらジャーナリスト攻撃に対し何らかの措置を取ると約束しているが、政府がそれら攻撃の犯人を処罰することはなかった。このような刑事免責状態が、脅しや暴力に頼ってジャーナリストを黙らせることを助長している。

2月7日、ジャミン・シャーが身元不明のガンマンに殺された。シャーは、人気新聞社と時事TV局の会長で、ネパール最大のケーブルテレビであるスペースタイムネットワークの会長でもある。

3月1日、ジャナクプールトゥデイ出版の会長アルン・シンガニヤが、ダヌーシャ地区ジャナクプールで射殺された。二つの武装グループ（タライ・ジャナタントリカ党（マデッシュ）とジャナタントリカ・ムクティ・モルチャ）が殺害の責任を問われた。FIRが警察により作成され、このケースはこの年の終わりの時点で、捜査継続中であった。

ジャーナリストに対する行き過ぎた武力行使の例がしばしばあった。例えば、5月18日、カンティプールテレビのレポーター、ラジャニッシュ・バンダリとビカシュ・アディカリが大規模な違法ビジネスネットワークのユニティーライフインターナショナル(ULI)の事務所に対する警察の弾圧を報道していた時に ULI の従業員に殴られると言う事件があった。警察は、この暴行事件に関与したとして3人の容疑者を逮捕したが、この年の終わりの時点で、ケースはまだ起訴に至っていなかった。

6月30日、ピュータン地区で身元不明のグループにより1人のジャーナリストが拉致された。そのジャーナリストは政党活動を批判していたと言う。彼は、7月1日に解放されたが、このケースで逮捕された者は一人もいない。

7月22日、中西部ダン地区で、トゥルシプールラジオ局の会長デビ・プラサッド・ディタル（別名ヘムラジ）が、5人の正体不明のグループに襲われて死亡した。当局は犯人を特定できず逮捕することが出来なかった。

7月26日、バクタプールにおいて、前国王ガネンドラ・シャーの警備担当が前国王の政治問題について尋ねる何人かのジャーナリストに身体的暴行をあたえ、カメラなどの機材を破壊した。

マオイスト派は、その強大な労働組合を通じてメディア各社に影響を及ぼしている。タライ平原や東部丘陵地帯では、武装グループがジャーナリストを抑え付けており、結果的に自己検閲や、個人的安全の脅威を招いている。武装グループと政治グループは、反対側と思われる新聞を発禁にしている。

FNJによれば、タライ平原の多くの武装グループおよび丘陵地帯の3つの武装種族グループ（キラティ・ジャナワディ労働者党、統一リンブワン国家評議会およびカンブワン）は、ジャーナリストたちから金を巻き上げているが、被害者たちは身の安全を心配して事件を警察に届けることを避けている。

1月22日、カトマンズで、覆面をした男のグループが、ウンマ・シン殺害事件を調べていたというジャーナリストのヤショダ・ティムシナのアパートに押し入った。男達は、ティムシナが不在と知ると、家政婦を脅した。ティムシナはこの事件をさらに追及することはないことに決めたとのことであった。

4月9日、ビルガンジの南部ネパール族の町で、マデッシュジャナディカールフォーラムの幹部達が、日刊紙のカンティプール紙、ナガリック紙およびナヤパトリッカ紙の新聞を燃やすと言う事件があった。同フォーラムは、同フォーラムの組織した二日間にわたるタライでのストにつきこれ等の新聞は不適切な報道をしたと非難していた。

5月9日、カトマンズで、フォトジャーナリストのプラビン・マハルジャンがマオイストに襲撃された。また、マオイスト派は、首相府や多くの省庁が集まる官庁地区シンガドゥルバールの前で、マオイストの抗議プログラムを取材していた何人かのメディア代表者たちに嫌がらせを行った。マハルジャンは、頭部を負傷し、13針も縫ったと言う。同様に、マオイスト派幹部は、サガルマタラジオ局のレポーターのシュルティ・ニロウラに一時間にわたってハラスメントを与えた。また、マオイスト派は、アベニューTV局のレポーターのラビンドラ・シュレスタを襲い、金属棒などで叩き、カメラを壊した。

5月28日、UCPN-Mの幹部達が、ナガリック紙とリパブリカ紙に好ましからざる報道があったとして、それらの新聞を焼却すると言う事件があった。マオイスト派の幹部達は、後にこの焼却事件の責任を取るよう地元のジャーナリストに要求した。5月29日、チトワンの南部タライ地区で、マオイスト派の幹部達は、同じ理由で、上記二つの新聞9,500部を

積んだバンに火を付けた。

FM ラジオ局ジャナカプールトゥデイラジオで女性の人権の擁護と反カースト制につきレポートしていた女性ジャーナリストのウンマ・シンが 2009 年 1 月に殺害されたが、この事件についてはその後何も進展がなかった。また、2009 年に起こった二つの女性ジャーナリスト襲撃事件（マニカ・ジハーとティカ・ビスタが襲われた）についても、政府当局は確たる手掛かりを一つもつかむことが出来なかった。

ネパールでは、チベット族の人々の表現の自由は制限されている。

OHCHR の得た報告によれば、2 月 14 日、警察はチベット族からチベットの旗を押収し、カトマンズのキャンドルライト祭りにおいてチベットの旗をあしらった T シャツを着ることを許さなかった。

インターネットの自由

インターネットへのアクセスに対して政府はある程度の制限を課しているが、政府が e メールやインターネットのチャットルームを検閲しているという報告は一つもなかった。内務省が電子送信に関する法律を施行し、そのわいせつ物取り締まり政令に違反した者を告訴すると警告を発したことでインターネット検閲に関する関心が喚起されたが、個人およびグループは、e メールを含め、インターネットを通じて自由に意見を発表することが出来る。6 月の時点で、インターネットを使っているのは、625,800 人で、人口の 2.2%に相当する。

学問の自由及び文化的イベント

学問の自由及び文化的イベントに対する政府の制約はない。

武装グループによる学校関係者の拉致、ゆすり、脅迫などに関するメディアの報道が続いている。

b. 平和的集会と結社の自由

法は、集会および結社の自由を認めているが、実際には、政府は時々集会の自由を制限している。

集会の自由

法は集会の自由を認めており、国民及び法的居住者に対しては一部の制約はあるものの、この自由は概ね尊重されている。法は、デモや暴動が平和を乱す恐れがあるとみなされる場合は、外出禁止令を出す権限を CDO に与えている。

OHCHR によれば、NP および APF は、時には過剰で致死的な武力行使による徴発や抗議運動には抵抗している。たとえば、OHCHR によれば、3 月 31 日には、チトワン地区で、女性安全要求グループ(WSPG: Women Security Pressure Group)のメンバー9 人が、ハイウェイで抗議デモを行おうとしていたところを警官に襲われて負傷した。警察は 10 人の WSPG メンバーを逮捕したが、その日の夕方に無罪放免した。

5 月、マオイスト党は一週間近くにわたって全国的なストを行い、マオイスト派の抗議運動家たちが道路を封鎖し、車の通行を制限し、一日のほとんどの時間店や事務所を閉じるよう強制した。ビジネスオーナーや一般市民と抗議運動家達の間にはいくつかの衝突が起こったが、政府はこのスト活動を容認していた。治安部隊は、この抗議運動に対しほとんど無関心であった。

ネパールでは、チベット族の人々の集会の自由は制限されている。

3 月 9 日と 10 日に、NP と AFP は、チベットの反中国反乱の 51 周年を記念して抗議運動を起こしたチベット人 28 人を逮捕した。7 月 6 日、警察は各所にチェックポイントを設置し、カトマンズのダライラマの誕生日祝いに向かうチベット人や車などを遮断した。100 人以上がラティプール地区警察署に拘置された。10 月 3 日、チベット中央行政局による選挙期間中にカトマンズの少なくとも 3 か所で投票箱が官憲により押収された。この年の終わりの時点でも、政府は投票箱の押収を続けていた。

結社の自由

法は、結社の自由を認めており、実際にそれは概ね尊重されている。

c. 信教の自由

信教の自由に関する詳細は 2010 年 *国際宗教の自由レポート(International Religious Freedom Report)*に記載されている。www.state.gov/g/drl/irf/rptを参照されたい。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護、および無国籍者

法は、移動の自由を認めているが、難民については例外である。難民の国内移動の自由には法的制約がある。難民の移動に対する制約は不均等で、多くの場合、ブータン難民よりチベット難民に対する制約が大きい。政府は、国内避難民、難民、帰還難民、無国籍者およびその他関係者に対する保護と支援について、必ずしも常に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）やその他の人権団体と協力しているわけではない。2009 年と違って、政府は、新たに発生したチベット難民の一部を UNHCR に引き渡さずに自ら拘留していた。

数多くの政治グループが国内移動の自由に制約を与えている。政治的問題に注意を引くために行われる運輸スト（ネパールでは「バンズ」と呼ばれる）もそのひとつである。殆どのバンズを組織したのはタライ平原の部族グループである。

法は、強制追放を禁じているが、この年にはそれは起こらなかった。政府は、国民に、国外移住および海外移住からの帰還を許している。また、政治的理由で国籍を剥奪したという話はなかった。

国内避難民（IDP）

政府とマオイスト派は、10 年に渡った内戦の後、国内避難民(IDP)が安全に尊厳を持って自主的に故郷に戻るのを支援することで合意したが、実際には、この取り決めは実行されていない。UNHCR、OHCHR、及び国連開発プログラム(UNDP)などいくつかの国連機関は、国際的な原則に沿って、政府と協力して IDP 政策の進展に努力を続けている。市民団体及び国際団体の推計によれば、ネパールには 7 万人ほどの IDP がいる。平和復興省の推計では、1996 年から 2006 年の間に 78,689 人の IDP が発生した。この年、タライ地域における騒乱により更に多くの国内難民が発生した。

政府は、ノルウエー難民評議会、ICRC、カリタス、国際的救済と発展、およびアクションエイドネパールなどのいくつかの国際組織が IDP 支援プログラムに参入するのを認めている。中層カーストおよび下層カーストの IDP は、まともな住居や食糧を獲得することが難しい状況にある。国連機関や国際的 NGO によれば、多くの IDP が故郷に帰るのを阻んでいる主な障害としては、やはりマオイスト派の報復の脅威、地元のマオイスト派司令官の規則不履行、そして IDP の留守宅と土地を占拠している者達との争いなどがある。ネパール IDP ワーキンググループによれば、ネパールの IDP のほとんどは、故郷に帰ることを望んでいないと言う。その理由としては、治安不安だけでなく、資産、住居、雇用機会などの経済的な懸念がある。

内紛時代に殺された人々あるいは難民となった人々の子供達は、政府から社会保障を受けることが出来ないことがよくあると言う。その理由は、マオイスト派の報復の脅威があることや内紛時に行方不明となった家族員の死亡を確認出来ないことなどで地元当局に登録することが出来なかったことにある。カリタスによれば、紛争後の IDP の移動を助け、モニターする努力が政府に欠けているという。

難民の保護

ネパールは、難民の地位に関する 1951 年条約又はその 1967 年議定書の調印国ではなく、ネパール連邦法は亡命あるいは難民地位の認定について何も規定していない。政府は、一部ブータン難民とチベット難民の保護については臨時の行政指導を行っている。

この年、ネパールに住む約 75,000 人のブータン人難民の移動の自由と労働の自由に対する公な制限を決めたが、それは大部分が実行されなかった。2007 年に政府はブータン人難民の第三国定住を認めている。これまでに、40,000 人以上の難民が第三国定住を実行した。

1989 年以降にネパールに来たチベット人は難民と認められる。結果的には、それら難民のほとんどがインドに向かったのだが、ネパールに残ったチベット人あるいはインドから戻ったチベット人の数は不明である。中国人民共和国がネパールとの国境沿いの治安維持を強化し 2008 年以降国内移動を制限して以来、ネパールを通過するチベット人の数は激減した。5 月 11 日、政府は、UNHCR に対し、移民局が個々のケースにつき完全な調査を終えるまでは新たな難民入国者に対し出国許可は発行しないと通告した。UNHCR と政府との折衝の末、政府は、出国許可発行を再開した。

中国国境のネパール側で中国の役人から嫌がらせを受けたと言う報告が続いている。8 月 3 日ないし 4 日に、中国の警察が国境を越えてネパールに入り、3 人のチベット人を逮捕した。国境地帯で発見されたチベット人を地元警察が支援・保護したという事例もいくつかある。しかし、ネパール側に入ったチベット人を国境に押し戻したり、不法入国の罪で拘束したりしたと言う報告もある。6 月初旬、4 人の未成年者を含む 7 人のチベット人が、ネパール側に入って捜索していた中国警察から逃れて森に隠れると言う事件があった。

政府は難民の国外退去や出身国への帰還に対し完全な保護を与えていないのが実情である。それらの国では、難民達はその人種、宗教、国籍、特定の社会グループへの所属、あるいは政治的信条などにより生命および自由が脅かされる可能性がある。6 月、2003 年以降初めて、3 人のチベット人の強制帰還が確認された。UNHCR への報告によれば、その 3 人の

チベット人のうち 2 人は中国へ強制送還され現在収監されている。

ネパールに住んでいるチベット人の多くは、法的な居住資格を持っていない。1990 年以降にネパールにきたチベット人及びネパールに来てから生まれたその子供達は、居住資格も居住証明書もっていない。難民の資格を認定された者でさえ、ネパールに留まる権利以外の法的権利を持っていない。また、法的資格を持つチベット人のネパール生まれの子供達は居住許可書を持ってないことが多い。チベット難民は、高等教育、会社所有権ないしライセンス、あるいは出生証明、結婚証明、死亡証明などの取得を含む法的手続き、などにつき資格がない。そのための賄賂も横行している。

警察や地方の役人が、日常活動を行っているチベット人に嫌がらせを行っているという報告は沢山ある。警官は、僧侶を含むチベット人に対し身分証明書のランダムチェックを行っていると言われている。そのような検査においては、国外追放の脅しを受け、賄賂を強要されたりすることがある。2 月 17 日、タメルでロサル祭り祝っていた 13 人のチベット人の若者が逮捕された。4 月には、9 人のチベット人が不法入国の罪で長期懲役の判決を受けた。10 月 29 日、地元の NGO の報告では、スラヤンプのナムギャル中学校で行われていた宗教祭への参加を阻まれた。11 月 11 日には、ボウダでチベット人 5 人が逮捕された。警察は、それらチベット人は中国大使館の前で抗議運動を企てているという報告を受けて逮捕に踏み切ったものであると主張した。

ネパールは、ソマリア、ミャンマー、パキスタンなどからおよそ 250 人の難民を受け入れている。政府は、それらの人達を難民として認定することを拒み、出国許可の取得にあたって法外な罰金を課している。しかしながら、たまには、止む終えない人道的な問題がある場合には、政府は罰金を免除することがある。政府は、UNHCR がこれら難民に支援を提供するのを認めている。これらの難民には、教育を受ける権利や働く権利が与えられない。

無国籍者

1995 年に、政府が設置したダナパティ委員は、340 万人の事実上の無国籍者がネパールにいと推定している。政府は、彼等をネパール人と認識しているが、彼等は国籍証明書（ネパール人の両親から生まれた 16 歳以上の国民に発行される証明書）を持っていない。この証明書を持っていないと国民としての権利の多くを得ることができない。（セクション 6：女性と児童の項参照） 2006 年国籍法により 260 万人以上の人々が国籍証明書を取得したが、NGO の推定によると、およそ 80 万人の事実上無国籍者が残っている。この年、この問題に更なる進展はなかった。

ネパールには、外国人男性と結婚した女性の配偶者には国籍を与えないと言う女性差別の法律がある。この法律によれば、両親がネパール国民である子供には国籍が与えられる。この法律に係らず、実際には、地方の役所では、母親の証明書のみに基づく子供の国籍証明書の発行は拒否するのが普通である。この年、市民権付与の問題が憲法制定会議で検討された。

無国籍者が迫害を受けることはないが、雇用、教育、住居、保険サービス、結婚、出生証明、裁判・法的手続き、土地・財産の権利などにおいて差別を受けることがある。

セクション3 政治的権力の尊重：政権を変える国民の権利の尊重

法は、平和的に政府を変える国民の権利を認めている。2008 年に行われた選挙については、政治的妨害行為、脅迫行為、不正投票などの報告が一部あったものの、内外の監視団は、選挙結果を概ね信用できるものとみなした。

選挙および政治参加

2008 年、立法および憲法起案を担当する憲法制定会議(CA)のメンバーが国民により選ばれた。内外の選挙監視団は、選挙では政治的暴力、脅迫、不正投票などがあったと言われるものの、選挙結果は信頼できるものとした。一方、直近の地方選挙（2006 年）は、自由と公正を欠いたものであった。

CA のメンバーは 601 人であるが、その内 240 人は比較多数得票制で選ばれ、335 人は比例代表、ダリット被抑圧民、抑圧されたカースト・部族グループ、マデシの人々、女性及びその他の少数グループへの割り当てであり、26 人は内閣により任命された。CA メンバーのうち 35%は、抑圧されたグループ或いは少数民族グループの人達で、33%は、女性である。委員長及び副委員長は、歴史的に恵まれないマデシの部族グループの出身である。

ある地区では UCPN-M の活動家が他の政党の結成と自由な政治運動を許さないらしいということは一部あるものの、一般に、政党は、制約や外部からの干渉なしに活動している。

女性、先住民、または少数民族の選挙における投票あるいは政権・政党への参加を制限する特定の法律はないが、政治プロセスにおける女性および一部のカースト・部族の役割を制限する伝統がある。特定のカーストに属する人々が、伝統的に他者より大きな力を持っている。CA 議員 596 人のうち、195 人が女性である。閣僚 44 人のうち、7 人が 少数部族グループ出身であり、5 人が女性、4 人はダリットである。大きな政党のほとんどは、青年

団体、労働組合および社会団体と提携している。

セクション 4 公務員の汚職及び政府における透明性

法は、公務員の汚職に刑事罰を科すと規定しているが、政府はこの法律を有効に実施していない。権限乱用調査委員会(CIAA)が公務員の汚職を調査する使命を与えられている。委員会は提訴された汚職事件の 75%を告訴することが出来たが、一部の政治家が絡むケースは告訴されず、告訴しても裁判で敗れてしまう。市民団体の多くは、CIAA は効果的なものではないと信じている。公務員は、資産公開法に従うこととなっているが、全国警戒センター(NVC)によれば、CA メンバー77 人と公務員 34,000 人が法の定める資産内訳を提出していない。法によれば、公務員は各会計年度末から 60 日以内に資産の詳細情報を提出しなければならない。これに従わない者には 5,000 ルピー(69 ドル相当)の罰金が課される。

大臣や CA メンバーの汚職に関する報告は沢山ある。例えば、4 月 21 日、CIAA はネパール投資銀行に対し、女性児童社会福祉担当大臣サルバデル・オジャーの不正行為の疑いが出たため同大臣の管理下にある財政支援基金勘定を凍結するよう指示した。CIAA によれば、オジャーは、外国のドナーから受領した義損金の勘定を設け、省や CA の許可なしに自らの裁量でこの勘定にある金を使っていた。CIAA はオジャーに説明を求めているが、この年の終わり時点でいまだに返答がない。CIAA 事務局は、大臣の告訴は行わないなどの圧力を受けていると言う報告がある。

8 月 31 日、NP に指名を受けた男を助けるため 100,000 ルピー(1,384 ドル相当)の賄賂を受け取った疑いで CA メンバーのドル・バハドゥール・カルキとその共犯者のブラーマナンダ・ウダッシーンが CIAA に逮捕された。特別法廷は、上記の罪の捜査のためカルキを一時拘留とするよう差し戻し、審問は 2011 年 1 月に行われることとなった。

政府は、係争中の刑事ケースを引き下げようと企てていたが、7 月 15 日、政府が引き下げの正当な理由を提示できなかったため、最高裁はその企てを却下した。20 数人に近い数の容疑者がこの最高裁決定の影響を受けた。すべてのケースは、それぞれの真相究明のために地方検事局にまわされ、この年の終わりの時点でいまだ係争中となっている。

12 月、国連は、ダルフルにおける NP 部隊が人員輸送車(APCs)を使えないことから機能を果たせないでいることに懸念を表明した。議会調査委員会の報告では、機能不全の APCs を調達する結果となった調達プロセスにおいて、着服の可能性も含め透明性が欠如していたことが機能不全の APCs を調達する結果となったという。

汚職の蔓延と刑事免責状態が依然として NP における問題である。国際的監視団に言わせれば、NP には上級職員が著しく不足している。このため、地区レベルでは、未熟の警官が上司の監督もなしに権限外の政策決定を行い、収賄、汚職、誤解釈、権限乱用などの余地を生む結果となっている。

2007 年に、情報に対する権利に関する法律が暫定議会を通過した。この法律は、公的機関は国民に出来るだけ早く情報を提供し、返答が求められている場合は 15 日以内に回答を出すことを命じている。だが、実際には、政府は、一般的に、この要件を守っていない。当局が個人に対し情報の開示を拒む場合は、政府職員は納得できる説明をしなければならない。法は、情報を非公開とする 5 つの例外を定めている。すなわち、刑事事件の捜査及び起訴に必要な情報である場合、国家の経済的・商業的利益を保護するために必要な情報である場合、銀行業務及び商業取引において秘密とすべき情報である場合、社会の調和の妨害を防ぐため非公開とすべき情報である場合、または、個人の生命又は安全の侵害を阻止するために非公開とすべき情報である場合の 5 つの場合である。

セクション 5 人権侵害容疑に対する国際機関・非政府機関の調査に関する政府の姿勢

多くの国内外の人権擁護グループは、一般に、政府の制約を受けることなく活動しており、人権に係るケースの調査を行い、その結果を発表することが出来る。政府役人は、協力的であり、いくつかのケースではその見解を提示している。

国内の民間の人権 NGO もたくさん活動している。また、ネパール法律団体は、人権侵害をモニターしており、他の NGO のメンバーも拷問、児童労働、女性の権利、少数民族などの個別の問題に焦点を当てている。

OCHA によれば、マオイスト派が国際的 NGO の活動に干渉していると言う信頼すべき訴えが時々ある。

6 月 26 日、マオイスト派上級リーダーのアグニ・サプコタは、反乱時の行動に関連して著しい人権侵害を犯した疑いがあるとされ、幹部訓練プログラムへの参加を拒否された。UCPN-M 党は、サプコタを排除する決定について伝える役目を負った一部の弁護士と人権擁護団体を公に非難した。マオイスト党のメンバーは、特定の人権擁護団体を脅迫している。7 月 16 日、OHCHR は、プレスリリースを発表し、弁護士と人権擁護団体の専門的自由を尊重することの重要性を強調した。

政府は、アムネスティ・インターナショナルやヒューマンライツウォッチのメンバーを含

む国際 NGO や人権監視団を歓迎しており、彼等に対するビザの発行を正常に行っている。通常、当局は、国際的人権監視団の兵舎や拘置所へのアクセスを許している。国際的人権監視団は、軍事法廷へのアクセスおよび軍の調査は許されていない。

2006 年 CPA に定めにより、OHCHR は政府と協働して人権向上と人権擁護のための政策とプログラムを作成し実行している。政府は OHCHR のすべての地域事務所を閉鎖するよう求めたが、OHCHR の任務は 2011 年 6 月まで延長された。

この年、OHCHR は 28 のプレスリリースを出した。メディアは、それらすべてを自由に報道した。

NHRC は、過去及び現在の人権侵害の調査を行っている。資金の制約及び人員不足のため、コミッションの調査の件数には限界があった。NHRC が調査を終えて勧告を出してから 3 か月以内に、政府はそれに対処することになっている。コミッションは、2009 年 7 月から 2010 年 6 月までに、488 件の人権侵害の訴えを受けた。また、NHRC は、無実の人の違法拘束・逮捕についても調査し、全国の政府拘束者に自由に接触出来たと報告している。

NHRC によれば、政府は NHRC 勧告を実行しないことで国中に刑事免責が広まるのを助長している、という。過去 10 年に NHRC が出した 386 の勧告のうち、政府が完全に実行したのは 34 であり、部分的に実行したものが 138 であった。この年の終わり時点で、政府がまだ実行していない NHRC 勧告は 214 残っている。

セクション 6 差別、社会的迫害、および人身売買

法によれば、政府は、人種、性別、カースト、またはイデオロギーに基づき国民を差別してはならないと規定されている。しかしながら、宗教、職業、及び日常生活の多くの分野において、厳格なカースト制度が全国的に適用されている。下層カースト、女性、及び障害を持つ人に対する差別は特に地方部では共通する問題として残っている。

女性

民法では、レイプに対する刑罰は、被害者の女性の年齢に応じて異なり、5 年から 12 年の懲役刑となっている。輪姦の場合あるいは妊婦や障害者へのレイプの場合は 5 年の懲役刑が追加される。被害者への補償は、精神的および身体的苦痛の程度による。法におけるレイプの定義には配偶者レイプも含まれており、加害者の夫は 3 ヶ月から 6 ヶ月の懲役刑を受ける可能性がある。レイプ被害の届けがあれば警察や裁判所はまじめに対応するのだが、

大部分のレイプ被害は届けられない。女性に対する犯罪を調査する NP の特別部隊である女性警察部によれば、2009 年/10 年年度中には、376 件のレイプのケースと 101 件のレイプ未遂事件が裁判所に上げられた。

3 月 20 日、1 人の警部補がダヌーシャ地区でジャナクプールの鉄道警察署で 18 歳のインド人女性を強姦したという疑いをもたれた。このレイプの話聞いて大群衆が警察と衝突し、280 人以上が負傷した。(セクション 2.a 参照) レイプの被害者はダヌーシャの DPO に FIR を提出した。警部補は最初拘留されたが、犠牲者が裁判所に出頭できなかったため、無罪となった。女性警察部によれば、医学報告書には事件を立証する証拠が見られなかったと言う。

6 月 10 日、5 人のグループが、カトマンズのビシュワ・ヒンズー・マハサंगा(VHM)の事務所の外で 52 歳の女性に声をかけ、事務所ビルの 4 階に引きずり込み、レイプしたと言う。警察は、70 歳の VHM の介護士他をレイプに関与したとして逮捕した。そのうち、2 人が収監され、3 人は保釈で釈放された。この年の終わりの時点で、本件はまだ裁判にかけられていなかった。

2009 年 9 月に、ダーランのスンサリ警察署前に集まった大群衆の前で 14 歳のレイプ被害者に対し警官が尋問を行った。レイプ事件の容疑者の一人は警官であり、彼は犠牲者の家族に 30,000 ルピー (415 ドル相当) で起訴を取り下げるよう要請した。地区警察によれば、事件は棄却された。

女性に対する家庭内暴力も、依然として深刻な問題として残っている。届け出は少ないが、身体的虐待や口頭虐待等が一般的であるというもっともらしい証拠がある。しかしながら、この年、政府は、家庭内暴力に関する法律(2009)施行のための規則を通し、11 月には、紛争の中の女性、平和、治安、性別暴力の問題を扱う国連安全保障理事会決議 1325 号および 1820 号の施行のための国家行動計画を承認した。

家庭内暴力に対するより強い関心を喚起するための警官、政治家および一般国民に対する NGO の教育プログラムがある。警察は全国 75 地区すべてに女性警察部があると主張しているが、確認されていない。女性警察部の女性警官は、家庭内暴力や人身売買の犠牲者の女性の取り扱いについて特別な訓練を受けている。また、警察は、家庭内暴力を犯罪として扱うようすべての職員に指示する指導書を発令しているが、警官の間には女性差別の姿勢が定着しているため、この指導令を実行に移すのは難しい。警察が家庭内暴力の加害者を逮捕したとしても、犠牲者も当局も共に起訴に持って行こうとしない。シェルターがすべての地区で警察署の建物の外に設けられている。様々なサービスを受けるための通話料

無料のホットラインがある。

法によれば、家庭内暴力の加害者には 3,000 ルピー以上 25,000 ルピー以下(41～346 ドル相当)の罰金、6 ヶ月の懲役、又はその両方が科される。重犯には、2 倍の刑罰が与えられる。公的責任のある地位の人は、その様な地位にいない人より 1 割増しの刑罰を受ける。裁判所の命令に従わない者は、2,000 ルピー以上 15,000 ルピー以下(28～208 ドル相当)の罰金、4 か月の懲役、又はその両方が科される。

3 月に発表された信頼すべき研究によれば、出産可能年齢層（15 歳から 49 歳）の女性の死亡の原因の一番は自殺であることが分かった。家庭内の心理的・身体的虐待を含む家庭問題が女性の自殺率の高さの主要要素であると分析されている。

法は、一夫多妻を禁じているが、実際には行われている。複婚者には 2 カ月の懲役と罰金が科されるが、二つ目の結婚が無効になることはない。複婚に係る暴力も問題である。

インド国境のタライ地区では、花嫁の持参金の伝統が強く残っており、持参金にまつわる争いで花嫁が殺される事件が時々起こる。もっと多いのが、夫とその家族が追加の持参金を要求して妻に身体的虐待を与えるケースや、妻を離縁して再婚するケースである。

2009 年 4 月に、ダイジ・チャンパプールで、ビシュヌ・バッタが、息子の嫁のラクシミ・デビ・バッタを、十分な持参金を持ってこなかったとしてはげしく殴り逮捕されるという事件があった。この年の終わりの時点で、本件に関する更なる情報は何もなかった。

魔術に対する伝統的な信心が、農村部では、年配女性や寡婦に悪い影響を与えている。シャーマン或いは地元の権威者が、魔女狩りの儀式として、魔女の疑いのある女性を公衆の面前で殴ったり体罰を与えたりする。メディアや NGO の報告によれば、この年も、その様な暴力行為のケースが数多くあったという。たとえば、7 月 12 日、ダン地区のサトバリヤで、信仰治療師に魔女の烙印を押された一組のカップルが殺されるという事件があった。警察は、信仰治療師を含む 3 人をこの殺人に関与した疑いで逮捕した。同様の事件が他の地域でも起こっている。そのような虐待行為を防止する、或いは被害者に補償を与えるためのメカニズムを政府は持っていない。

2009 年 3 月にラリトプール地区ピュータール村で魔術師カリ・ビスワカルマが病気の教師に悪霊を引きこんでいるとして、村の住民がその祈祷師を糾弾するという事件があったが、この件についてはその後大きな進展はなかった。村人たちはビスワカルマを家から引きずり出して、体罰を与え、人糞を食わせ、自白を強要した。市民団体がビスワカルマとその

家族を村から救い出そうと試み、村人たちの激しい抵抗にもかかわらず、救出に成功した。地区警察署長と警察本部長の努力の甲斐なく、この年の末の時点で、誰も逮捕することが出来ていなかった。しかし、市民団体や人権団体は犠牲者支援のためのワーキングコミッティーを設置した。人身売買防止活動を行っている NGO であるマイティネパールは、後日村に戻ってきた犠牲者とその家族のためにシェルターを用意した。

テンガールの村人達が、パタムバリ・デビ・ダスを魔女であるとして殴打を与え、人糞を食べよう強制すると言う事件が 2009 年 7 月に起こったが、この件に関してその後何も進展がなかった。伝統的な信心によれば、そのような扱いをすれば魔女は力を失うと信じられている。

およそ 7,500 人の女性が国外で商業的な性的搾取を強いられたと推定されており、同様な事例は国内でも増加している。

性的ハラスメントを禁じる法規定があり、最高 1 年の懲役と 10,000 ルピー（138 ドル相当）の罰金が科される。しかし、政府は、この法規定の執行に消極的である。性的ハラスメントは問題であるが、何をもって性的ハラスメントというかにつき認識が不足しているためほとんどの事件の犠牲者は届け出をしない。

一般に、夫婦も個人も、子供の数、子の年齢間隔、および出生タイミングを自由に決めることが出来る。そして、その様なチョイスをすることで差別、抑圧、および暴力が与えられることはない。避妊具には男性用のものも女性用のものもあり、既婚の女性の 45% が近代的な避妊方法を用いている。3 月に発表された信頼できる保健調査によれば、既婚女性の 55% が家族計画のために欲求不満を持っている。母親の 48% が、医師、看護師、或いは助産師から出産前検診を受けている。出産の殆ど(73%)は自宅において行われ、70% の母親は出産後のケアを受けていない。2008 年半ばから 2009 年半ばにかけて 8 つの地区で行われた調査によれば、産婦死亡率は、100,000 人の出生に対して 229 人の死亡というものであった。

子宮が膣官に落ち込んでしまう子宮脱症は、妊娠期の女性のおよそ 10% がもっていると思われる。ネパールの女性弁護士グループである女性生殖権プログラムの研究によれば、子宮脱症の被患率が高いのは、この国の女性が受ける医学的、社会的、経済的抑圧および構造的な虐待の激しさのためである、という。そこには、お粗末な出産診療、早婚、出産後の早期復職に対する圧力、家庭内暴力、等があり、また、女性がレンガや石を駕籠で背負って「運搬する」という慣習などの伝統的慣行もある。子宮脱症にかかった女性の多くは、夫から捨てられたり身体的虐待を受けたりする。この傾向は特にタライのイスラム教社会

にみられる。

一般に、男性も女性も平等に性的接触による感染症（エイズを含む）の診察を受け、処置を受けている。エイズ・感染症防止国立センターの 2009 年の調査によれば、テストの結果 63,528 人がエイズに感染していることが分かった。内訳は次の通り。売春婦（605 人）、「ローリスク」（麻薬常習者でも売春婦でもない）の女性（16,800 人）、移民労働者（17,653 人）、および「ローリスク」の男性（15,697 人）。

法は、平等な賃金と平等な仕事の保証を始めとして、女性に対する保護を規定しているが、政府はそれらの規定を守っていないし、多くの国営企業においても然りである。

女性は、特に地方部で、組織的な差別にあっている。そこでは、宗教的・文化的な伝統、教育の欠如、および法の無視などが、女性の選挙権あるいは自己名義による資産保有権などの基本的権利の行使において著しい妨げとなっている。

法によれば、子供の市民権は両親のどちらかの国籍に応じ自動的に授与されることになっている。（セクション 6：児童の項参照）しかしながら、実際には、政府役人は子供の父親の身元が不明であったり、父親が外国人であったりする場合には、母親の国籍に基づいて子供の国籍証明書を発行することを拒否することがしばしばある。

女性も出生・死亡の届け出をすることが出来る。女性のパスポートの申請には、夫や両親の許可を必要としない。未婚の女性、寡婦、および離婚した女性は、両親の財産の相続権を持つ。女性が自己名義の資産の売却や譲渡を望む場合、夫、息子、或いは両親の許可を取る必要はない。

2006 年の男女平等に関する法律があるにもかかわらず、法には、差別条項が残っている。INSEC によれば、62 の法律に女性に対する差別条項がある。たとえば、財産権に関する法では、土地の借用や家族の財産分割において男性を優遇している。外国人雇用法は、女性が外国人雇用機関で仕事を探す時は政府と後見人の許可を取ることを求めている。法は、妻が性的不能あるいは不妊になった場合は、夫が最初の妻を離縁することなく再婚すること、つまり重婚を許している。

女性に対する差別撲滅に関する国連委員会によれば、固定資産と信用供与の取得において女性には制約がある。

2008 年のネパール労働力調査によれば、男性の文盲率は 71%であるのに対し、女性のそれ

は 43%となっている。

NGO は、女性の市民社会活動および経済活動への積極的な参加を重視している。ほとんどの政治グループには、女性の権利を支持し、女性問題を党指導部に提起する女性団体がある。

児童

2006 年ネパール国籍法によれば、子供の国籍は両親の一方がネパール国籍を持つ場合にネパール国籍となる。申請者は父親の国籍又は母親の国籍のいずれかを選ぶ権利があるとした 2009 年の最高裁の決定にも関わらず、多くが地元当局へのコンタクトを怠ったため、あるいは申請者や役人の法律に対する認識の欠如のため、国籍証明を否定されている。これは国籍取得が出来ないという問題だけでなく学校への入学が出来ないということにつながる。両親の行方が知れない浮浪児などの両親のいない子供達は、多くの障害に遭遇している。もっとも、施設のケアを受けている孤児は個々の施設の後見人の下で国籍を取得できる。国境のネパール側で発見された両親不明の子供達には、両親が判明するまでの間は血統に基づく国民と見なされる。(セクション 2.d.: 無国籍者の項参照) 2009/10 年度の財務省の経済調査によれば、出生のおよそ 20%が届け出されている。

法は、児童に対する福祉と教育を保証しているが、その実行は一様ではない。ネパールには義務教育制はない。政府の政策では、6 歳から 12 歳のすべての児童に無料で初等教育を与えることになっているが、大部分のケースで、学生は受験料を払わなければならない、制服を買わなければならない。働く男子児童の 70~75%が通学しているが、女子の場合はそれが 50~60%である。人権グループの報告では、中学に通う女兒の数は男児の半分である。政府の報告では、就学適齢児童の 91.9%が公立学校に通っていると言うが、基礎教育を受けていない者の大多数は女兒である。1,058 の法的に登録されたイスラム神学校が全国にある。

政府は、児童にも大人にも基本的なヘルスケアを無料で与えることになっているが、公立のクリニックは、国民の大多数には近寄りがたいものであり、施設はお粗末で、設備や医療器材に著しい不備がある。医療サービスには誰でも平等にアクセスすることが出来るとされてはいるが、男尊女卑の習慣が残っているため医療サービスを求める際に親は女兒よりも男児を優先する傾向がある。

児童に対する暴力が蔓延しているが、起訴されることは稀である。政府は、全国に 75 の支部を持つ児童福祉中央委員会など、児童に対する虐待と暴力に対処するメカニズムを確立

している。

法は性別による差別を禁じているが、実際には、女兒に対してかなりの差別が行われている。

法は、18 歳未満の女兒の結婚を禁じているが、国の各所で親が女兒に若い年齢で結婚を強いることが時々見られる。東部の一部では、年齢を経るごとに高くなる持参金の支払いを軽減するために多くの少女が若くして結婚させられている。社会的・経済的および宗教的価値観から児童結婚の慣行が行われているのである。保健省によれば、少女の結婚の平均年齢は 16 歳であり、男子のそれは 18 歳である。結婚における年齢差が家庭内暴力の原因となっているとしばしば言われる。この年、児童結婚の事例はそれほど増加しなかった。

児童に対する商業的な性的搾取は依然として問題である。浮浪児の少年少女が売春で生活しているという報告がある。また、年端もいかぬ少女がダンシングバー、マッサージパーラー、個室料理屋などで働いているという報告もある。年若い少女を村から連れ出して都市部の売春宿で働かせる売春あっせん団は、しばしば公務員と共謀して動いている。合意の上のセックスの最低年齢は 16 歳で、レイプに対する刑罰は犠牲者の年齢と関係により異なる。レイプの犠牲者が 14 歳未満の場合の刑は 6 年以上 10 年以下の懲役刑となり、犠牲者が 14 歳以上だと 3 年～5 年の懲役刑となる。レイプ未遂犯の刑はレイプ犯の場合の半分となる。

児童ポルノは法律違反である。しかし、法の解釈はあいまいで、ポルノ撮影者を起訴することは難しい。児童ポルノの刑罰は 10,000 ルピー（138 ドル相当）の罰金、1 年以下の懲役、又はその両方ということになっているがこれは抑止力としては役に立たないものと児童人権弁護士は見なしている。

10 年に及ぶマオイスト派の抗争により発生した国内避難民の問題が依然としてあるが、避難民の数の推定には大きな幅がある。（セクション 1.g.：児童兵士の項参照）IDP となった児童は食料、住まい、ヘルスケアなどへのアクセスが十分に与えられず、就学にも制約を受けており、社会復帰がうまくいかない傾向にある。治安部隊は、路上の「清掃」のためと言ってしばしば浮浪児を虐待し、逮捕している。

CWIN によれば、223 人の男児と 87 人の女兒が行方不明になっているという。児童の行方不明の多くは、人身売買によるものと思われる。174 人の行方不明児童のうち、警察の記録では、104 人の男児と 70 人の女兒が後日見つかっている。両親の同意が立証しがたいにもかかわらず児童養護施設に養子に出された「捨てられた」子供達のケースには、不正が絡

んでいるのではないかと疑惑を呼んでいる。どのようにして子供たちが施設に入ったかについての情報は常に不十分なものであり、児童が捨て子として見つかったことを証明する提出文書は信頼のおけるものではない。

ネパールは、1980 年ハーグ条約（国際的児童奪取の民事的側面に関する条約）の加盟国ではない。国際的両親児童奪取に関する情報については、以下のウェブサイトアクセスし、国務省のコンプライアンス年次報告を参照されたし。

http://travel.state.gov/abduction/resources/congressreport/congressreport_4308.htm
|

反ユダヤ主義

反ユダヤ的行為に関する報告は一つもなかった。

人身売買

人身売買に関する情報に関しては、次のサイトにアクセスして国務省の人身売買年次報告を参照されたし。www.state.gov/g/tip

障害を持つ人々

暫定憲法は、障害を持つ人々の権利への対応については触れていない。政府は障害を持つ人々の保護に関する法・規則の強化を行っていないため、障害者の権利と福祉の向上には限界がある。

ハンディキャップインターナショナルによれば、身体的・精神的障害を持つ人々は雇用、教育、医療ケアへのアクセス、及びその他の公共サービスの提供の面で差別を受けている。法は、そのような人々に対し、建物へのアクセス、運輸、雇用、教育、その他の公共サービスを提供することを命じているが、一般にはこの規定が実行されていない。政府は、障害を持つ人々に関する法律を有効に実施あるいは施行していない。女性児童社会福祉省が、障害を持つ人々の保護の責任官庁であり、教育省が障害児童に対する奨学金の給付を行い、地方開発省は地方開発庁の予算の 5%を障害者プログラムにあてている。障害を持つ人々と働く一部の NGO は、政府から資金援助を得ているが、殆どの身体的・精神的障害を持つ人々は、家族の助けだけを頼りにしている。

国的／人種的／部族的少数派

法は、それぞれの社会は、「その言語、文字および文化を維持し、振興する」権利を持つこと、およびそれぞれの社会は、初等レベルの学校教育を独自の言語で行う権利を持つことを規定している。実際に、政府は、これらの規定を概ね守っている。

ネパールには、50 の異なる言葉話す 75 以上の部族がいる。僻地では、学校の授業もラジオ放送もしばしば現地語で行われる。都市部では、教育はほとんど例外なくネパール語か英語で行われる。

下層のカーストや部族グループ（特にマデシや少数民族）に対する差別は、特にタライ平原や西部の農村地帯において一般的に行われている。それでも、政府は、ダリット（不可触賤民）を公然と忌避することを違法とし、恵まれないカーストの権利の保護に努力している。教育の向上と経済的繁栄のお陰で、特にカトマンズバレーにおいては、カースト差別は徐々に減ってきており、社会経済的に低い層のグループに対する機会が増大している。高い学歴を持つ都会派のカーストが政治や上級行政部門および軍部で支配的な地位を占めており、天然資源の大きな部分をコントロールしている。

カーストによる差別は違法であるが、ダリットは、時には寺院に入ることや水源の確保を妨げられることがある。都市部では、差別の減少が進んでいる。

3 月、ダルチュウラ地区である一団がダリットの男性をそのカーストのゆえに身体的虐待を与えと言う事件があった。カーストに基づく差別としての告訴が DPO に提起され、裁判所は、カースト差別に対するものとしては初めての判決を下し、主犯に対して 2,000 ルピー(28 ドル相当)の罰金を課した。

6 月 21 日、カイラリ地区で 12 人の村人がダリットの女性に殴打を与え、彼女とその娘を村から追い出した。人権擁護者であるこのダリットの女性は、公然侮辱に関する法律に基づき FIR を提出した。国家女性委員会はこのケースを調査し、ファクトファインディングレポートが公開された。

バイタディ地区での裁判所判決で、一人の男が 2009 年 7 月のカースト差別違反の罪で罰金刑と懲役 2 年の刑を受けた。この男は判決に従わず国外に逃亡したと思われる。

カースト間結婚（上層カーストと下層カーストとの間の結婚）に対しては依然として大きな抵抗があり、コミュニティからの強制追放に至るケースもいくつかある。非ダリットの伝統的な結婚式（馬に乗ったやり方など）に参加したダリットが暴行を受けることもあ

るが、裁判所はそのようなカースト差別事件を起訴することに積極的である。

社会的虐待、差別、および性的指向と性別による暴力行為

ネパールには、ホモセクシュアルを罰する法律は特にないが、政府当局、特に警察は、時々ホモセクシュアルの人達にハラスメントや虐待を与えている。地元の NGO ブルーダイヤモンドソサイエティーによれば、政府や一般市民によるホモセクシュアルの人達へのハラスメントはよくあることである。

8 月 17 日、ガイジャトラ祭りの際にネパールで初めてゲイのプライドパレードに許可が与えられた。

2007 年と 2008 年の一連の最高裁判決では、レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、およびインターセックス（LGBTI）の人達の基本的権利を守る法律を制定し、第 3 の性の市民権を実現し、性的差別に関するすべての法を改正すべきと政府に命じている。主要政党は LGBTI 法支持をマニフェストに含めており、LGBTI 活動家も新憲法に性的少数派保護を含めるよう強く訴え続けている。

5 月、2007 年に士官学校でインストラクターを務めていた際にレスビアンであったとして NA から解雇されたバクティ・シャー軍曹の上訴を最高裁は却下した。

LGBTI 問題を扱っている NGO の報告によれば、地方部、特にタライで性的少数派に対する警察のハラスメントがあると言う。

その他の社会的暴力あるいは差別

エイズ防止サービスを提供している人々あるいはエイズを広める危険の高いグループに対する公然の差別はないが、それらのグループに対する社会的差別はある。エイズに感染している女性に対する差別は男性に対するものよりも厳しいものがある。男性も外国へ出稼ぎに出ればエイズに罹り、帰国して妻にうつすリスクも高いのだが。

セクション 7 労働者の権利

a. 組合結成の権利

法は、労働者（ネパール国籍を持たない者も含む）が組合及び団体を結成し参加する自由

を認めているが、実際には、政府によるこの権利の保護は徹底していない。法は、革命、反乱、あるいはそれに類する状態にあるときのみ組合を禁止することを許すとしている。軍人や警察の職員は組合を結成することを許されていない。また、民間企業又は国営企業の管理職も組合活動に参加することが許されない。政府機関においては、次官クラス以下の職員は組合に参加することが出来る。職種別労働組合は、労働者を組織し、団体交渉を行い、労働者教育プログラムを実施するための事務体制を作っている。ネパールには、大きな職種別労働組合が3つあるが、いずれも政党と連携している。

総労働人口のわずか10%がフォーマルセクターにおり、残りの90%はインフォーマルセクターにいる。フォーマルセクターの労働者の75%が組合に参加している。法が許しているにもかかわらず、政府は、労働組合を保護する法規則を完全には実行していない。法は、労働組合、団体、連盟を結成するための手続きを定めている。

政府は、組合連合や連盟の結成に最低必要条件を設定することで、組合連合への参加にある程度の制約を与えている。政府は、組合が国際的労働団体に加わることを規制していない。いくつかの組合連合は国際的な連携を様々な形で維持している。UCPN-M を含む7つの職種別組合が連合して職種別組合合同委員会を設置している。

法は、必須サービスに従事する者を除き、ストライキの権利を認めており、実際に労働者は常にその権利を行使している。銀行、ホテル、レストランなどの必須サービス部門で国際的な基準を超えるいくつかの所を含む部門に対してはストを禁じる法律がある。法は、組合が平和を乱す場合、あるいはストが国民経済の利益に悪影響を与える場合は、ストを止める権限あるいは組合活動を停止させる権限を政府に与えている。法的に認められるストを実行するためのプロセスは煩雑である。組合員の60%が無記名投票でストを支持すること、組合はストの30日前までに届を出すことなどが求められる。

b. 集団を組織する権利と団体交渉の権利

法は、団体交渉を認めているが、政府は、この規定を有効に施行していない。また、法は、組合及びその職員が団体交渉を含む組合の職務に係る行為に起因する訴訟から保護されることを規定している。また、法は、職業別組合の組合員あるいは事務局が従業員を差別することを禁じている。

団体協約は、その組織セクターの賃金労働者のおよそ10%をカバーする。労働者側のリーダーたちは、職種別組合の間の政治的内紛のために団体協約を結ぶという課題に直面しており、政府は、ストに対する法的障害、能力不足、及び雇用者の抵抗などのため起こる反

組合の報復に対する保護を効果的に実施していない。ネパール職種別組合総連合によれば、新しい工場や産業では団体交渉は有効に機能しないが、すでに十分成熟した工場や産業においてはうまく機能している。労働者は、しばしば、組合の結成を企てたとして脅しを受けたり、解雇されたりすることがあり、政府は、反組合の報復に対する保護を効果的に実施していない。

ネパールには輸出加工区はない。

c. 強制労働あるいは義務的労働の禁止

法は、強制労働あるいは義務的労働を禁じている。しかしながら、実際には、強制労働が行われているという報告がある。特に、家庭内使役、工場労働、飲食業サービス、及び刺繍繊維産業やポルノ業界において強制労働が行われているという。物乞いグループやサーカス興業などにおいても強制労働がある。仕事のために進んで移住してきた市民の多くが結果的に強制労働状況に直面することもある。

主に農業部門や小規模なフォーマルセクターで奴隷的労働が問題となっている。レンガ職人、室窯職人、及び喫茶店やレストランなどの飲食業界に働く者に奴隷的労働者が多い。

カマイヤ制度（かつての労働奴隷制）は、2002 年に正式に違法となったが、政府は法の施行を徹底しておらず、カマイヤの社会的統合は難しい。この年、政府は、6,870 人のカマイヤの更生を行った結果、カマイヤ人口 27,570 人のうち 22,402 人が更生されたことになった。それらの人々は、ほとんどがダン地区、バンケ地区、およびカンチャンプール地区にいる。まだ更生を受けていないカマイヤは、バルディヤ地区とカイラリ地区に住んでいる。3 月 30 日、解放されたカマイヤは、適切な更生とこれまでの合意事項の履行を政府に求めてデモを行った。

4 月、カイラリ地区ティカプールで、ある家主の男が借家人の若いカマライ（未成年女性のカマイヤ）を殴って気絶させると言う事件があった。同地区の市民団体は抗議運動を起こし、家主に対して法的措置を要求した。この年の終わり時点で、本件はまだ捜査中の状態にあった。

労働省は、小規模なフォーマルセクターに限り強制労働を規制する法律を施行した。

www.state.gov/g/tip/にアクセスして、国務省の人身売買に関する年次報告も参照されたい。

d. 児童労働の禁止及び雇用の最低年齢

法は、雇用最低年齢を工業部門では 16 歳、農業部門では 14 歳と設定しており、児童には満足できる労働条件を与えるよう命じている。雇用主は、14 歳から 16 歳の間の労働者のすべての記録を維持しなければならない。また、法は、不法に児童を雇用する者に対する刑罰を規定しているが、法の施行規則は十分に施行されていない。法の規定によれば、児童は、危険作業を伴う工場、鉱山あるいはその他 60 のカテゴリーに該当する所で雇用されることはなく、14 歳から 16 歳の間の児童には週 36 時間労働（朝 6 時から夕方 6 時までの間に 6 時間、週 6 日）を限度としている。2000 年の児童労働法は、観光業、タバコ工場やカーペット工場、および鉱山などのフォーマル産業セクターにのみ適用される。

児童労働はきわめて問題である。特に、農業、家庭内使役、荷役、ゴミ収集、運輸、碎石などの大規模なインフォーマルセクターにおいて児童労働が問題となっている。部門によるが、児童は長時間働かされ、重い荷を背負わされ、性的搾取のリスクにさらされ、あるいは耳・眼・皮膚などの障害を受け、筋骨格に問題を起こしている。レンガ、絨毯、刺繍繊維、石材などを扱う産業では強制労働が行われていると言われている。縫製工場や刺繍工場に働く児童は、換気の悪い小さな部屋に閉じ込められて鋭い針を使って作業しているため、危険と背中合わせにされている。

法の実施に貢献する人材は限られている。国際労働機構(ILO)によれば、農業部門での児童労働は、全体の 87.7%以下である。直近の調査である 2008 年のネパール労働力調査によれば、労働に従事している児童は 5 歳から 9 歳の間の児童の 13.4%であり、10 歳から 14 歳の間の児童では 52.7%である。その内、160 万人はフルタイム労働に従事している。ILO と労働省によれば、調査官の調査ではフォーマルセクターでは児童労働も違法行為も見られなかったと言う。同時に、働く児童の 89.5%は学校に通っていると言う。

児童労働法の施行と実施に責任を負う労働省には、混合施行記録があるが、実際には、国の労働法には記されていないさまざまなセクターで極めて多くの児童労働が行われている。同省によれば、この年、12 人の検査官が雇われ、10 ヶ月間に全国で 600 回の労働検査を行ったという。内務省は、レストランと売春宿の手入れを行い、68 人の児童を救出し更生させた。

e. 許容できる労働条件

未熟練労働者の最低賃金は、月 4,600 ルピー(およそ 63 ドル相当)である。半熟練労働者のそれは 4,650 ルピー(64 ドル相当)、熟練労働者は 4,760 ルピー(66 ドル相当)、高度熟練労働者は 4,860 ルピー(68 ドル相当)である。

働者は 4,950 ルピー(68 ドル相当)と設定されている。これらの最低賃金は、いずれも、労働者とその家族に満足な生活水準を保証するには不十分なものであり、食料品価格や生活費の急騰により低賃金労働者の生活が悪化している。インフォーマルサービス部門及び農業部門における賃金は、1 日 170 ルピーから 250 ルピーの間(2.35～3.46 ドル相当)である。法は、48 時間労働（週休 1 日、8 時間に 30 分休憩）を求めており、超過勤務は週 20 時間を限度とし、時間当たり 50%の超過勤務手当を払うよう求めている。実際に、この法律は有効に施行されている。外国人労働者と移民労働者にも労働規則が適用される。

政府は、職業保健安全基準を定めており、法は、準備基金や出産手当などの手当を定めている。政府は法規定の実行のために必要な規制システムや事務体制を作っていないため、法の施行度合いは遅い。労働者は、失業を恐れて、危険な作業環境から逃れる権利を行使できないでいる。法は、労働省の職員に、危険な労働条件を是正することを雇用主に命じる権限を与えているが、安全基準の励行はきわめて限定的である。

政府は労働契約を規制しており、外国での労働のために労働者を採用する「人材」機関の規制も行っている。しかしながら、いくつかの信頼できる NGO によれば、政府役人が雇用契約当事者の旅行書類偽造や採用違反の見逃ごしに加担しているという。